

※にいじまむら 議会だより

第 83 号
平成 30 年 2 月



平成 29 年 第 4 回 定 例 会 (12 月) 会 期 日 程

第 4 回定例会は平成 29 年 12 月 5 日、6 日の両日に開催され、一般会計と特別会計 4 会計の補正予算、条例の設置等が審議されました。

も く じ

| | |
|----------------|----|
| 一般質問から | 2 |
| 議員の月間リレー日記 | 7 |
| 議長の自ラウンド | 9 |
| 第 68 回全国漁港漁場大会 | 10 |
| 公共施設再見 | 12 |
| ほっとプレイス | 14 |
| 議員のひとりごと | 14 |
| 議長の四季報 | 20 |
| 編集後記 | 20 |

Q & A 一 般 質 問

議員は「住民に代わって」村の行政全般に対して、事務の執行状況や将来の方針、計画あるいは疑問点などについて所信や疑問をたずることができます。

表紙は語る

12月定例会を終え、式根島中学校で開催された式根島未来会議に参加した。地域住民と中学校教員が意気投合して企画し、半年で3回にわたって実施されてきた。

毎回の構成は午前中の島民講師3名による講演、午後は島民を交えた意見交換会。テーブルごとに記録を残しながら話した後、時間を区切って1名がテーブルに残り、他の参加者は交

代することでアイデアの広がりや蓄積を両立させるワールドカフェ形式を採用していた。

当日の会場には中学生に加えて教員・地域住民含め30人ほど集まった。自分の言葉で語りだした中学生、ヒントを与えて励ましを続ける地域住民、指導しつつも温かく見守る教員が合わさって、島の未来が生まれる熱気に包まれていた。

(取材・木村諭史)

山本均議員



どういふ事業を展開していくのか？

答 産業振興の面では、観光業は受け入れ能力の減少が大きな問題で、観光協会・商工会などと連携して対策を進めていく。

農業は遊休農地の解消が不可欠で、開墾に支援拡充やふれあい農園の機能の充実を図っていく。

漁業は後継者不足が大きな問題で新規就業

青沼村長のこれからの事業展望は？

問 村長就任から丸2年が経ち折り返し地点になる。今後



向山の裾野に広がる畑作地帯。

議会にいきかう言葉

今回はどうやって議長が選ばれるか？そのプロセスを取り上げたい。

そんなこと説明されなくてもわかっている、本会議場出席議員が各自意とする議員の名前を投票用紙に書いて投票し、指名された2名の議員が投票箱を開けて確認し、比較多数を得た議員が議長になる、そうじゃない？

確かにそのとおりだが、これでは選出の表層部分を語ったに過ぎず、真の姿は見えてこない。

議長は議員以上の特別の権限を有するものではないとされているが、それでも議事進行をリードし、議会の顔として対外的な活動をするのでそれなりのパワーがあると说着てもいい。

(次号へ)

者に結びつく支援を進めていく。

定住化対策は空き家バンクを設置したが、充分な成果がない。委員会を設置して検討を続けていく。

問 国は保育の無償化や保育所の整備を政策に挙げているが、連動して村独自の事業はあるのか？

答 保育料無償化により家計負担が軽減される。村は保育の質の向上を目指し、臨床心理士を招き、専門的な助



明るく晴れやかなホームのクリスマスパーティー。

言、指導をしてもらう。

具体的には園児の行動観察や心理判定、保護者との個人面談、保育士と臨床心理士による会合を開催する。

特養ホームの運営は軌道に乗るのか？

問 現在、ホームの職員専用の住宅が整備しつつあり、ここへの入

居をふまえてどういった状況になっていくのか？

答 11月30日現在、4月1日現在と比較して正規職員3名、常勤契約職員1名の減となっている。

職員住宅はほぼ完成したが、入居予定者はいない。今後の募集活動で介護従事者の確保ができるよう努力する。

太陽光と風力の発電設備はどうなるのか？

問 経済産業省の主導による「電力系統出力変動対応技術研究開発事業」の名称で太陽光と風力の発電設備が設置されている。

この実験が終了後、村への譲渡の話があるようだが、村の対応は？

答 実証は平成31年3月までであり、その後の村の対応は、現在、

第三者機関に検討をお願いしている。

ここにきて、新たな実証事業の話もあり、現時点では明確な対応を示せない。

青沼弘議員



島外医療に関わる通院助成について

問 障害者以外の疾病に対し、島外通院助成はできないか？

答 障害者以外の疾病に対して、医師の紹介状があれば島外医療機関に対しての助成を行っている町村は把握し

ている。

疾病を抱えている方が島外医療機関に受診する場合、移動費・宿泊費の負担が大きいことは私も理解している。

今後、各島の町村長とも協議を行い、島外医療機関受診に掛かる交通費等の支援を東京都に要望していきたい。



島専門診療について

問 専門診療に婦人科を加える考えはないのか？

答 婦人科の専門診療は健康センターが二年に一度実施している乳がん・子宮がん検診を診療所で実施することは、

保険適用外となることから負担が大きく適当ではないと考えるが、その検診結果に基づき、受診につなげていくことは意義がある。

専門診療は派遣先医療機関と折衝を始めていて、すぐに実施する約束はできないが、妊産婦検診などにも関係してくるので、関係機関と連携し、その必要性もしっかりと検証しながら前向きに検討していきたい。

大沼弘一議員



産業の振興について

問 来年度予算の編成にあたり各産業団体と十分な面談が出来たのか？その結果、各産業をどのように把握しているのか？振興策等の検討は出来たのか？

答 平成28年より村内集会を開いている。車座形式の対話集会で団体などに伺って、時には食事をとりながら面談している。

集会で出た意見や要望は部内で検討し、予算編成にも生かしていきたい。さらに産業団体の皆様の考え方、意見や要望を伺ってともに認識を深めることが大切だと思う。

まだ対話集会のない団体もあり、今後も続けていきたい。

台風被害とその復旧に

ついて

問 十月の後半に相次いで発生した台風により各地で多くの被害が発生している。新島村の被害状況とその復旧事業の状況はどうか、今後の見込みを伺う。

答 道路では羽伏浦八イパス線の地盤の崩落があり、応急措置で土の投入をおこなっている。羽伏港線の多量漂着ごみは撤去し、今後カードレルの補修を実施する。和田浜線は地盤下部の土砂が洗堀されたが、復旧済み。

下水道は放流渠の排水管が破断した。来年度予算で対応する。渡浮根や新島山の落石や土砂流出は東京都に要望している。式根島の温泉施設は復旧済み。港湾施設は東京都により復旧が進められている。



台風21号が残した爪痕—羽伏浦の護岸。

白ママ断崖の崩壊は国立公園特別保護地区であり、自然公園法の制限もあり、その対策は難しいと考える。

問 防災訓練について
今年には雨により防災訓練は中止となったが、防災機関との訓練は行ったのか？また来年まで避難訓練等は実施する気がないのか？

として自主防災組織等の個別訓練の必要性を感じているが、村長の考えを伺う。

答 防災訓練は防災会議の中で悪天候の場合は中止し延期はしない、と決定している。また台風の接近もあり防災機関との訓練も中止した。来年度までは訓練を行なう予定はない。また自主防災組織には自治会連合会へ働きかけているので是非実現していきたい。

島外病院へ通院や入院する際の交通費等の助成制度について
怪我や病気で島外の病院へ行かれる方が多くいる。その様な方々の負担を少しでも解消できるように、助成制度を東京都に要望し、若し

くは村独自で作っていく考えがあるのか伺う。

答 心身障害者等医療支援サービス以外の方への交通費等の負担軽減は、まず公的に助成する制度を各島の町村長と協議し東京都に要望を行って行きたい。村独自の負担軽減はその結果を踏まえて検討して行きたい。

前田 卓秀 議員



農業振興について

問 農業を取り巻く環境がふれあい農園の園芸講座や機械化の推進など整いつつある。し

かし現段階では農業研修等の費用を補助する制度がない。村が補助しても良いのでは？

答 指摘の農業研修は平成30年度から新しく農業ができる後継者育成事業を進めていきたいと考えている。

淡井浦駐車場について
問 今年は多くのサーフィン大会が淡井浦海岸で実施されたが、駐車場が狭く坂の上の方まで車が並んでいた。今後の事も考え拡張した方が良いのでは？

答 大会を開催するたぐに駐車の問題で農家の方から苦情が出ている。プロサーフィンやボディボードの大会では、農家のみなさんに迷惑をかけないように車両制限などをしてきた。村はトイレや駐車場整



淡井浦の砂浜へ降りる手前のスペース。

備の検討を進めていたが、現状では既存施設の拡張や整備は、自然公園法や私有地を含む農地などを考慮し、改修工事を行う事は大変難しいと判断している。
 今後は道路の改修計画も予定しているので、駐車場も含め再度前向きに検討していく。

木村 諭史 議員



観光協会の経営基盤強化支援について

問 新島・式根島どちらの観光協会も村からの補助金では職員一人分の人件費に満たず、長期的な人材確保・育成が課題となっている。そこで新島村の観光協会に『人（を確保する資金）』と『仕事』を同時に支援してはどうか？

答 収益を少しでも上げられるよう村としても協力できるものには支援したいが、より良い事業を提案していただきた



新島の船客待合所内にある新島観光協会の事務所。

い。観光産業の発展について深く掘り起こすことが必要である。ビジネスチャンスを見逃さぬよう、長期的な展望にたつて両観光協会との協議をすすめていく。

観光振興に必要となる業務について

問 新島村の経済振興のために、今の新島村に必要で、観光協会に担ってもらわなければならない

業・役割が少なくない。村長の考えを問う。

答

観光振興のために必要となる業務について、経営を安定させる新規事業においては、積極的に取り組んでいく必要があると思っております。観光協会が担うべき事業や役割をご検討いただいた中で、村においても検討したい。

問 消防団冬季夜警の改善方針と共有方法

12月からの新島消防団夜警で試験的に改善があった。現場とのすりあわせを経た改善を尊重したいが、根底にある基本理念・方針なども合わせて共有しなければならぬ。その理念と周知方法を問う。

答

日常生活では薪等を用いた直火の取り扱いがほとんどない

ため、団員の負担軽減を図る一貫として改善し、試行することにした。現行の警戒不要日（夜宮・年末年始等9日）のほか、毎週日曜日を加えた。ただし西風が30メートル

以上ある場合は、当時役分団が警戒に当たることになっている。警戒時間と終了時間を1時間早めた（その後、広報にいじまおしらせ版にて配布）。



新島消防団の夜警詰所。

11月 議員月間リレー日記

●森田 一

1日(水)

昨夜の農業委員会(10月総会)で産業観光課長から「久田巻城ノ下地区

5日(日)

全域の改良工事を予定しているの、近く農家への説明会を行いたい」との発言があり、地元委員から対応への不安視する声があがったので、今日は数人の農家と意見交換をした。

朝早くから妙蓮寺檀家のお婆さん方が、本堂と境内の大掃除をして下さり、ごみ捨て等の手伝いをした。

2日(木)

妙蓮寺の運営協力員交代(引き継ぎ)に総代三人で立ち会い、和やかなひと時を過ごした。



6日(月)

3日(金)

久しぶりに、明日葉畑の手入れをした。

4日(土)

J A 東京島嶼本店から、妙蓮寺の満期共済金の書類が届いたが、20年前の契約証書がなく、新たな書類作りに奔走。

19時半より若郷会館に

7日(火)

於いて、振興協議会の役

19時半より、協力員4

人と総代3人で、お会式の準備に取り掛かった。

会に出席。

11日(土)・12日(日)

特に用事もなく、両日仕事をする。

●青沼 弘

7日(火)

体育協会会長として東京都体育協会・東京都スポーツ事業団・東京都バレーボール協会へ挨拶まわり。

通常の仕事。

午後4時30分より新島中学校にて学校運営連絡協議会に出席。

14日(火)

消防団秋季訓練のため教官来島。出迎え及び打ち合わせ。

8日(水)

青少年委員(6日に代表者会議に出席)・体育協会の出張より帰島。

朝、漁協組合長が来訪する。若郷渡浮根漁港西側の崖崩れの相談。

●大沼 弘一

15日(水)

今日は孫の七五三のお参り。神社、お寺に参拝。今年は何年以上の子供たちがお参りした。この子供達の未来の為に何が出来るか改めて考えさせられる。



10日(金)

午前中、仕事。午後1時30分より社会福祉協議会の福祉バザー実行委員

断崖の崩壊現場を確認するため正面から掘切方面に向かつて砂浜を歩く。ほぼ全てが崩れており愕然とする。

渡浮根漁港を視察後、役場議会事務局にて資料の請求。

16日(木)

10時から新島観光協会にて協会長と面談。今年の観光客は若干伸びているものの、会員の減少等により経営は相変わらず厳しい状況であることを再確認。やはり協会の立て直しが急務であると感じる。補助金の増額以外の方法は無いのか知恵を絞る必要がある。

午後、役場事務局で資料の受け取り。役場職員より情報収集。

17日(金)

明日の陽気が悪そうなので1日早く上京。

18日(土)

午後から広尾病院に見舞いに行く。

夕方ニューヨーク在住の元新島ライフガード多田よしまさ氏の日本帰国の集まりに妻とともに参加。日体大ライフセービング部OBが20数名集まり久しぶりの再会。

19日(日)

愛宕神社で姪の結婚式に出席。



20日(月)

今日は特に用事なし。夕食はドームホテル内の北海道フェアレストランで豪華な食事を満喫。条件付きではあるが本船に乗船。

21日(火)

新島着。午後から東京

都行政書士会主催の無料相談が住民センターで開催され役場へ出庁。

行政書士として東京都行政書士会会長及び中央支部長と会談。島での無料相談は新島が初であるようだ。有難い。行政書士の仕事が減っても、住民のためには行政手続きの簡素化が望まれる。

●木村 諭史

平日は娘を保育園に登園させてから、会社業務・議員活動・地域活動を行った毎日であった。

22日(水)

午前は会社にて集塵機の排出機構の付け替え作業を行う。

午後は新島観光協会にてヒアリング。観光協会が開発中の多肉植物とコーガ石の鉢植え体験にむけて、コーガ石加工ノ

ウハウを伝える。

夜は式根島観光協会からの要望に対しメールにて返答。

23日(木)

午前は表彰式典に出席。一度帰宅した後、娘と青葉会館の福祉バザーに参加し、昼食の買い物を楽しんだ。

24日(金)

午前は一般質問を議会事務局に提出。

午後は婚活事業に代わる島体験交流イベントの女性アンケートの集計と解析を行う。やや風邪気味になる。

25日(土)

仮通夜に出席。先週の疲れか、発熱。

26日(日)

午前は消防団の器具点検に参加。

昼過ぎは休憩。

夜は通夜に参列。

27日(月)

午前は監査委員として

新島村の例月監査。



昼は線香配り役として葬式に参加。

夜は島体験交流イベントの反省会4時間。

28日(火)

来年度の見通しを立てるため、仕事先数社に予定確認メールを送信する。

夜は12月上旬に式根島で行う予定の、ごどもの居場所づくり意見交換会の下準備。



議長^{アイ}の目ランド



全国漁港漁場大会が10月30日・31日の両日、岩手県盛岡市で開催され、議員4名で参加してきました。大会に提言案が上程され可決されました。その一部をご紹介します。

「我が国の水産業は、国内の水産物資源の落ち込みにより、全国的に厳しい経営環境にある。漁業生産量がピーク時の半分まで減少していることに加え漁業従事者の減少と高齢化、公共施設の老朽化が進行する一方、新鮮な料理や美しい景色を求めて漁村を訪れる来訪者は増えている。女性や高齢者も働きやすく、観光客にも魅力のある漁港漁村とするためには、漁港の役割分担を見直し、施設の長寿命化や有効活用を図りつつ、漁港漁村をにぎわいの場とすることが重要である」

最近の新島の漁業環境を見ると、まさに全国の縮図を見ているような気がします。12月の定例会に「製氷・冷蔵・冷凍施設等の関連条例」が提案され可決されました。新島村の第一次産業の中心である漁業を活性化し、漁港漁村のにぎわいを取り戻すことができるのでしょうか。漁協・漁業者の奮起を期待したいものです。

(議長 前田 邦弘)

岩手に復興の槌音を聴く 第 68 回 全国漁港漁場大会 in 岩手 議員 木村 諭 史

10月31日に岩手県民会館大ホール（盛岡市）にて開催される全国漁港漁場大会に参加すべく、10月30日の朝から新幹線で議員4名が東京駅を出発した。盛岡駅にて村長の出迎えを受けたのち、東京都漁港漁場協会として参加者40名の一行は、貸し切りバスにて二か所の漁港を視察した。



●漁港視察：震災の傷跡と、復興の現状を肌で体感

宮古漁港では直売施設『シートピアなあと』にて、『震災～復興の道のり』と題した説明を受け被災と復興の現状を共有した。魚市場も見学したが、各施設の外壁に記された津波到達点が印象に残った。

次の田老漁港でも津波被害の詳細と堤防の建設現場の説明を受けた。建設中の高さ 28 m 幅 1.2 k m の巨大防潮堤や、津波により 4 階まで被災した震災遺構『たろう観光ホテル』を見学した。いずれの漁港でも震災の傷跡に負けじと、加工品づくりと販売の熱気に圧倒された。

●学びと熱気に包まれた地方大会ならではの講演

今回は岩手大会ということで、講師は全国からではなく、地元で立場が異なる 3 名の講師が発表した。岩手県漁港漁村協会の会長の大井氏、岩手県漁協女性部連絡協議会の会長の盛合氏、そして綾里漁港青壮年部の佐々木氏であった。

大井氏の講演では初動体制の重要性において、『漁協を核としながら、地域が一丸となって復旧・復興への取組が重要』とまとめられた。その中核である漁協において、被災の有無、被害の程度も個人差があったが、船に乗り合いで漁業をしていくなど『助け合いの鉄則』とリーダーシップの重要性についてしみじみ感じさせられた。

盛合氏の、息の長い生活や地域の笑顔に密着した活動にも海に生きる人のしなやかな力強さを感じた。被災当時は地域の人々は生活や将来に強い不安を感じていて、生活状況や考え方もバラバラであった。そこで地域を元気づける活動として、『ふれ愛バザー』や『浜のかあちゃんの大運動会』などが実施されたそうだ。

そして最後は『人とのつながりを生かした水産業の振興』をテーマにした佐々木氏の講演であった。小石浜をもじった『恋し浜ホタテ』など目を引くネーミング・商標登録はもちろん、食材と情報誌がセットになった定期購読『食べる通信』など直送販売も行っている。

生産現場に訪れたいという消費者の声と行動に後押しされ、漁業者が地元の水産物を紹介して交流できる『浜の学び舎』が設立され月 1 回開催されている。消費者との協働による水産物販売も活発化し、アンテナショップも石巻にオープンした。特産品を販売するだけでなく、人の共感を軸に消費者から支援者になっていく大きな物語を感じさせられた。東京オリンピック・パラリンピックの動画にまで採用された一連の成果は心を揺さぶり、高揚感で会場を満たした。



漁港漁場大会の盛岡会場。

●講演のハイライトで新島が登場！

佐々木氏の講演のハイライトでは『恋し浜ホタテ』の協働販売活動の事例として、東京都で我々が新島村が紹介された。新島島民と島外のメンバーと一緒にホタテを焼いて販売している見慣れた島民祭りでの姿が会場に映し出された。新島にもこのような生産者や消費者を飛び越えた共感・つながりが届いていることと、それを体現している人たちが新島村に居てくれることを誇らしく感じた。

公共施設再見

第 3 回 新島村温泉ロッジ（下）

今回はまず温泉ロッジの沿革にざっと触れてみたい。平成 10 年に完成し、7 月から営業を始めた。当初、村職員が支配人として張りついて経営に当たっていた。滞在型施設として意欲的に取り組み、ふれあい農園とタイアップした芋掘り宿泊を手がけたが、実績は数組にとどまり、あえなく沈没。



いらっしゃいませ。笑顔で迎えるフロント係。

また村内の宿泊施設のパイロット事業的な役割を担って色々と模索し、大学・研究機関の研修や合宿所としての誘致に努めたが、はかばかしい成果を得られなかった。500 通の案内状を送って 3 件の問い合わせという惨状。サービスの向上を目的に島しょ会館での研修も積んだが、それを有効に活かす機会にもめぐまれなかった。ただ平成 12 年に発生した新島沖地震の際、東京都の関係者が出張で宿泊することにより、クチコミでその使い勝手のよさが伝わり、以後、それらの家族等の利用がジワジワと増えていったという。

村職員の専従は 5 年で打ち切りとなり、若干の変則的な運営を経て現在の臨時職員による形態に落ち着いた。これは独立会計とはいっても村職員の給与は一般会計の商工費から出ていたので問題視されたからである。これでは真の独立採算性の経営とはいえず、まやかしかではないか、というわけである。帳簿上は毎年 50 万円前後の利益となっていた。その後の臨時職員主体の運営でも大きな出費がない限りは、どうにか黒字を保っていた。

しかしこういったことは民間の宿泊施設の経営者からみると大甘にうつる。施設の建設費がまったく度外視され、一度ちょっとした修繕が入るとたちまち赤字に転落してしまう。非常に脆弱な経営基盤となっている。これは

毎年、一定の利益を計上し積み立てて、将来の投資に備える、そういう仕組みができなかったためである。

なぜか？ここが非常に難しい。元々、離島という交通上のハンディを背負い、繁忙期も夏の一時期に限定されていてどう逆立ちしても余剰資金のストックには無理な条件下にあった、とそういうことなのか？それともイヤイヤまだまだ伸びる余地があり、経営努力が足りなかった、ということになるのか？例えば離島というハンディは都会の喧噪を離れ静かにゆったりした時間を過ごしたい人たち

にとっては実に魅力的で、温泉を活用したリゾート地としての開発もなされていないのではないか、そういった指摘も成り立つ。屋外に囲炉裏を設けてくさやを焼いて飲食できる施設だってあってもよい。やはりまだ創意工夫の余地がありそうだ。



温泉ロッジの舞台裏。西側から見る。

折しも平成 30 年は開業 20 年を迎えるが、村では今後、大規模改修を実施して一括して民間に経営を委ねる構想をもっているという。確かにその方が財政上安定して望ましいかもしれない。

しかし年輩の住民の方たちの中にははてな？ちょっと変だな、と思われた方もいるのではないか？昔、同じようなことがなかったっけ？そう感づかれた方もいるのではないか。昭和 40 年代から 20 年余り存在した同名の施設が近在にあって同じ運命を辿ったなあ、と。歴史は繰り返すとよく言われるが、果して賢明な策なのかどうか……。少なくとも同じ轍を踏むべきではない。それには何のために施設はあるのか、その目的を明確化すべきだろう。さらに安定した収益を確保するには同じ民間とはいってもその道の専門家を招いて、プロの厳しい目を持って経営に当たってもらうことが必要だろう（少なくともアドバイザーくらいは）。こういった取り組みが大事だ。税金のムダな投入とならないよう、ここは議会もしっかりしなくてはいけない。

(公共施設再見取材班)



ほっと
プレイス

コーガ石のある風景 ①

小久保昭さんのコーガ石の住居。コーガ石の特徴の断熱性・保温性に優れ、夏涼しく冬暖かい快適な住まい。大正時代に建てられ築百年経つ。
現在夫婦で住んでいる。

◆◆◆◆◆ 議員のひとりごと ◆◆◆◆◆

空地となった墓地の処理

前回の本紙では決算特別委員会のやり取りの一部を取り上げたが、その中に共同墓地内の墓の移転後の処置をどうするか？の問答があった。住民の間で釈然としない向きもあったのではないかとと思われるので、法律の側面から光を当てて考えてみたい。ただし、前提として土地に限定して論じることをご承知願いたい。

共同墓地の所有権

まず共同墓地の敷地の所有権はとりあえず村にあると考える。というのは登記簿上は村の所有と記載されていることによる。ここでとりあえずと言ったのは登記簿上の記載は必ずしも真実を表わすとは言えないから。登記は公示するだけで真実



共同墓地内に点在する空き地。

を確約するものではない。要するに登記してあるので一応その人に権利があると推定を受けるだけ。だから記載されている人の権利を否定する場合、否定する人は所有権ならば自己に権利があることを証明しなければならない（相手方が素直に認めれば問題ないが）。実際には裁判を起こして裁判所に認めてもらって書き換えることになる。

使用権は物権か？ 債権か？

次に本村の住民が墓地を使っている権利だが、仮に永代使用権（ここでは単に「使用権」と称する）とする。はるか昔から代々受け継がれてこれからも親→子→孫→……と続いていくだろうから。この使用権の性格はどんなものだろうか？

民法（住民生活を規定する法律）には物権と債権の区別がある。

物権とは誰からも干渉されず独占的に使用・収益・処分することができる権利のこと。排他的な支配権とも言っている。代表的なものは所有権である。所有権はオールマイティでここから色々な権利を作り出し、あるいは派生する。地上権、永小作権、入会権（いずれも物権）など。もちろん多様な債権も生み出せる。

もう一方の債権とは相手方に対し一定の行為を請求する権利とされている。人と人との相対的な権利である。例えば債権である借地権は借主は貸主に対して自分に約束した土地を引渡して使わせろ、と請求することができるし、その後貸主は使用に適する状態に保っておく義務が生じる。

物権はだれかれ関係なく主張できる絶対的な権利で、債権は人と人との関係性の相対的な権利ということになる。

物権の対抗要件

このため物権はその権利の存在と内容を知らないと思わぬ被害を与えることが考えられるのですべて法律によって決められている（物権法定主義）。土地の所有権の存在を知る手立ては登記簿を見るのが一番確実な方法である。

民法には土地の所有権を得るには不動産登記法の規定に従って登記しなければ第三者に対抗することができないとしている。第三者以降の文面は、第三者に自分のものだと言えないという意味。これを対抗要件と言っている。対抗要件は登記簿に自分のものだということで名前を記載することである。

ということで物権は強力な権利であるため誰にでもわかるようにする、公示することが非常に大事なポイントになる。

債権の相対性

債権は人と人との相対的な権利であるため同じ内容の債権を同時にいくつも成立させることができる。債権を発生させる大元には色々あるが、一番典型的なものは契約である。例えば土地を売ります、1千万円で買いますというような売買契約。売主には代金をよこせと請求する債権、買主には土地を引渡せと請求する債権がそれぞれ発生する。債権は人と人との相対的な権利であるから何人もの人と同じ契約ができる。甲にも乙にも丙にも同じ土地を売る契約は可能である。だから甲も乙も丙も自分に引き渡せと主張できる。現実には1人の人にしか引き渡せないからウダウダ言っていないで早く登記をしろ、対抗要件を備えろ、早い者勝ちだということになる。残された人たちは契約違反で損害賠償請求権（これも債権）を主張できるだけである。

借地権の物権化

先ほど取り上げた借地権は債権であるが、住宅地の借地権は単なる債権とはならない。通常の債権ならば人と人との権利関係を規定するだけであるから人が代われれば遮断される。この考えを前提として例えば地主から土地を借りて家を建てて住んでいたとする。地主がその土地を売って新地主となった人は家を建てて住んでいる人に立ち退きを請求できることになる。なぜなら新地主の土地の権利は所有権であり、排他的支配権がある。他方、借地人の権利は債権であり、前の地主に対してのみ正当に主張できる権利に過ぎない。

しかし社会の実態を考えると家を建てて住むことは生活に欠かせない大事な基盤であり、社会の安定に資する。土地の売買などの経済活動より優先されるべきで、このため長年の判決の積み重ねで借地をして住んでいるという事実だけで第三者に対しても借地権を主張できることになった（対抗要件を取得する）。通常、土地を買う人は現地を訪れるハズであり、そこで利用状況がわかり、迷惑を被ることがないというわけである。

結果として借地借家法という民法の特別法（特別法は一般法に優先する）に結実した。これを借地権の物権化という（対抗要件を持つという意味で）。

部分林は入会権か？

もう一つ昔、昭和30年代の始めに新島で裁判になった入会権の問題を取り上げたい。これは当時、ミサイル基地闘争があって、村の所有する向山の山林を国に売り渡してミサイル試射場を建設するというもの。ところが村の山林は部分林という名称で古くから村民が使用していた。だいたい

40 メートル四方の畧盤の目に分割して各人が下草を取ったり枯れ枝を燃料などに利用していた。この部分林の権利が入会権に当たるのか、それとも単なる借地権なのかが争われた。

そもそも入会権とは何かというと上述のとおり山林の草木を家畜や燃料に使うために立ち入って採集することである。古来から認められてきた慣習で、これを民法では権利として取り入れた。地域の住民であることによって権利を取得し、地域から離脱することで権利を失う。対抗要件は採集の実態である。

部分林が入会権であるならば物権であり、土地の所有者が代わっても権利を主張できるから平気で用地に入って草を刈ったり枯れ枝を採取したりできる。他方、山林の借地権ならば債権に過ぎないから村は貸付を取り止めて真っさらにして国に売り渡すことができる。使っている村民には違約金として損害金を払えば済む。

結果はごらんのとおり入会権ではなく単なる借地権と裁判所は認定し確定した（最高裁までいった）。その後村は明確化を図るため部分林条例を制定したのは周知のとおり。



防衛省のミサイル試射場。水平線には三宅島をのぞむ。

墓地の使用権は物権か？

では墓地の使用権はどうか？物権か？債権か？物権でないことは確かだ。なぜなら法律に規定がないから。じゃあ債権ということになるのか？

まず物権には使用・収益・処分する権限がある。使用に関しては債権にもある。ただその分岐点は使用権を第三者にも主張できるか（対抗できるか）による。墓地は現地に墓石を建て供養するわけであり、このことで対外的な周知は足りる。しかもことの性質上、頻繁に権利移転する事態は考えられない。このような点から使用権には物権と同じような対抗要件を備えた権利として認めても不都合はない。

収益の点は問題外。三つ目の処分権限であるが、所有者である村はこれ

まで一軒の家で何れも墓所の使用权を有する者が親類にその一つの使用権を譲り渡すことを容認してきた（村の承諾を得ることなく）。長年の慣行ということで。だからこの場合は使用权の処分はよしとなる。図式的に言う通常は親→子→孫……という具合に直系血族の縦の流れに沿って継続されるが、横や斜めに進む、傍系でもよいということになり、広く血族関係内にあれば応用として同じように考えてよいということだろう。

血縁関係のない第三者への譲渡

では親類以外の者に対してはどうだろう？島内在住者の場合は？島外者は？島外者でもある程度、縁やゆかりがある場合とまったくない場合ではどうか？そもそもこのような区別をする意義があるのか？これまでの事例からは中々判断し難いが、処分の形態は無償譲渡ではないか。だとしたら経済行為を伴わない無償であるならばよしとするとしたらどうだろう？さらに共同墓地の使用の現状は定期的に墓所を訪れ、掃除し、水や花を添えるといった行いで共同墓地としての品位を保持している。となればこのような行いをする者が限定すればよいと思う。以上の2点を兼ね備えた場合には使用权者は自己の判断で処分できると解釈してはどうかと思う。

隣地使用者は

あと墓を移転し更地となった墓所に隣の墓地の使用者が使えるか、という問題だが、これは時効がキーワードとなる。使用权は債権であるから使っただけでなければ10年で時効により消滅する。所有権は村にあるから何ら制限のない土地として村に戻ってくる。

隣の墓の使用者が越境して使った場合はどうか？これは善意（自分に使用权があると勘違いしてとか）ならば10年、悪意（自分に使用权がないことを承知していながらとか）ならば20年、使い続ければ時効により使用权を取得する。ただし、時効は平穩かつ公然



整然と区画された新墓地。昭和60年造成。

に使うことが条件になっているので、自分一人で内心で思っているだけではダメで周囲の人たちにわかるような形で示さなければいけない。囲いを広くするとか、立て看板を作るとか、目に見えるやり方で表現する必要がある。

以上のとおり使用権の時効は他の財産権の時効の扱いと何ら変わるころがない。ということは隣の墓地の人に限らず全然関係ない人が使い始めても時効が成立すれば使用権を得ることになる。この場合はさすがに善意というわけにはいかず悪意の 20 年の占有となるだろう。勘違いしないでいただきたいのは時効には取得時効と消滅時効の 2 種類があるということ。時効により使用権を得た場合、その反射的效果として前の使用権は消滅する（消滅時効ではない）。

結論として

墓地の使用権は債権であるが、一部物権化した債権である。物権の特徴である排他的支配権の使用・（収益）・処分の権限では、使用権は墓石を建立することで対外的に明示でき、従ってこれによって対抗要件とすることができる。親→子→孫と使用の名義が変わっても何ら意思表示することなく使用権を第三者に対抗することができる（墓石がある限り）。

使用権の処分は親類に譲渡する場合は土地の所有者の承諾を得ることなく使用権者の権限としてできる。これはこれまでの慣例を泉源として法的根拠とする。その他の人に譲渡する場合は無償（慣例行為を採用）かつ譲り受ける者が共同墓地の管理の風習に従ってできることを条件（共同墓地の存在意義を根拠とする）に処分を認める（私の見解）。

使用権の時効による取得または消滅は一般の財産権の場合と何ら変わらない。取得時効では 10 年あるいは 20 年の占有によって獲得し、消滅時効では 10 年間使わなかったことで消滅する。ただし、墓を移しても少しでも墓石が残っていれば使用の意思あり、として消滅時効は開始されないだろう。

以上が法をふまえて解釈してみたがどうだろう？ただ法の解釈には多数説、通説、少数説、少数有力説、判例（裁判所の定まった解釈）など色々あり、これだと言いきれない場合が多々ある。今回の場合は、村の歴史的経緯、慣例などをふまえた上で法の解釈を試みたわけであり、常識的に納得できるものではないかと思うが、どうでしょう？

なお今般、明治以来、120 年ぶりに民法の大改正が行われ、あと 2 年あまりの周知期間を経て 2020 年前半から実施されるが、今回取り上げた事案にはほとんど影響はないと考える。 (白 雲)

● ● 議長の四季報 ● ●

- 10月 1日 村民運動会に参加
 2日 小笠原村議会議員 8 名の来島対応（3日まで）
 7日 新島小学校運動会に参加
 10日 第 4 回新島村議会臨時会
 24日 第 28 回東京都道路整備推進大会に出席
 30日 第 68 回全国漁港漁場大会が岩手県盛岡市で
 開催され参加（31日まで）
- 11月 3日 敬老演芸会に出席
 5日 新島中学校創設 70 周年記念式典に出席
 11日 第 30 回島嶼町村職員大会新島大会に出席
 14日 全国過疎定期総会に出席
 20日 地方自治法施行 70 周年記念大会に出席
 21日 離島議長会全国大会に出席
 22日 町村議会議長会全国大会に出席
 23日 新島村表彰式に出席
 27日 島嶼町村長会・島嶼町村議長会合同で、光ファイバーや
 航空運賃低廉化等関連予算について国に要望活動
 28日 議会運営委員会
- 12月 5日 平成 29 年第 4 回新島村議会定例会（6日まで）

編集後記

今回も表紙と島外視察レポートを中心に担当させていただきました。昨年は『学校・教育の現場』、今年は『地域の新しい活動』をテーマに、表紙の写真撮影と取材を行ってきました。今回の表紙取材もまさに教育と地域活動が交わった新しい事例でした。

『議会』を反対にすると『会議』です。私は参加型の会議（ワークショップ）を好んで島内外で行ってきましたが、今回の式根島未来会議は素晴らしかった。大学の演習授業では定番ですが、小中学校・高校でも対話型・参加型の授業が増加しています。このような教育の分野から建設的な会議が定着して、それがやがて地域づくりにつながっていくことを期待しています。

● 広報編集副委員長 木村 諭史